

# 地方からの提案個票

## <各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
23	既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等	1
16	特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充	4
2	公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること	13
38	獣医師法に基づく届出をオンライン化すること	16
14	中山間地域等の小学校における教科担任制の導入に係る加配要件の見直し	19
35	学校給食費以外の学校徴収金を歳入歳出外現金として扱えるようにすること	28
5	住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入	31

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、  
国土交通省、環境省 第2次回答

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

## 提案事項(事項名)

既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等

## 提案団体

広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

## 求める措置の具体的内容

離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。  
既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、当該記載事項を別に取りまとめることにより記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。

## 具体的な支障事例

## 【現行制度について】

離島振興法により、離島振興対策実施地域の関係都道府県は、離島振興計画を定めるよう努めるものとされている。

なお、離島振興計画の策定は、離島振興法上義務ではなく努力義務とされているものの、計画を策定しない場合、補助金の嵩上げが適用されない(社会資本整備交付金)又は補助金が交付されない(離島活性化交付金)ほか、企業誘致等に向けた課税免除が適用できないことから、事実上策定義務があるのと同等の状態となっている。

## 【支障事例・制度改正の必要性】

当県は県中山間地域振興条例に基づき県中山間地域振興計画を策定しているところ、当県において離島振興計画の対象となる離島地域は全て中山間地域に含まれることから、離島振興計画に記載する離島地域の振興施策については県中山間地域振興計画において定めており、両計画の内容は重複している。

当県においては、離島振興計画策定に7か月を要し(個別の策定作業別に分けると、指定群島別の市町計画の調整作業に3か月、計画総論部分に対する県関係局等との調整に3か月、全体調整に1か月を要した)、既存の計画である県中山間地域振興計画と内容が重複する離島振興計画の策定・変更に関する事務負担が、当県及び当県に属する市町において発生しており、非効率な計画策定事務となっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

既存計画を活用することにより、離島振興計画の策定・変更に係る都道府県・市町村双方の事務負担が軽減する。

計画の策定・変更手続の負担が軽減された分を、離島振興に係る具体的な施策に充てることにより、離島地域の振興・住民サービスの向上に繋げることができる。

## 根拠法令等

離島振興法第4条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

島根県、高知県

○当県においても、現行の離島振興計画に記載する振興施策は、まちひとしごと創生総合戦略のほか、産業振興計画や健康長寿県構想、教育基本計画といった県の基本計画に規定する内容と重複しており、本提案の実現により、事務負担の大幅な軽減につながる。

## 各府省からの第1次回答

離島振興法（以下「法」という。）は、離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件にあることに鑑み、法の目的（離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流促進、離島の無人化や離島における著しい人口減少の防止、離島における定住の促進等）を達成するため、公共事業の補助率の嵩上げ、交付金等の交付など、離島の振興のための特別の措置を規定している。これらの特別の措置は、関係都道府県が作成する離島振興計画に基づく事業に対して講じられるものであり、特別の措置を受けようとするのであれば、離島の振興に必要とされる事業を明確化する上で、離島振興計画は作成される必要がある。離島振興計画を定める場合には、関係都道府県は、国が定める離島振興基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、離島振興対策実施地域（以下「離島地域」という。）について定めるとされている。前述のとおり、離島振興計画は、国が講じる特別の措置の根拠となるものであるから、国が定める離島振興基本方針に適合している必要があるほか、離島地域について定めるものであることから、離島地域ごとに置かれている地理的・自然的特性は異なることを踏まえ離島地域ごとの課題に即して立案されるべきものである。提案内容は、離島振興計画の記載事項が既存の他の計画の記載事項に含まれている場合には他の計画をもって離島振興計画の全部又は一部とすることを求めるものであるが、記載事項が重複していたとしても、その内容が離島振興基本方針に適合しているか、離島地域の課題に即したものであるかは、改めて検討される必要がある。単に計画の記載事項が重複していることをもって、離島振興計画とすることはできない。なお、法が規定する離島振興計画の作成プロセスは、主務大臣が定める基本方針に基づき、作成されること（法第4条第1項）、その作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求め（法第4条第5項）、また市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること（法第4条第8項）とされており、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

離島振興法第4条第1項及び第5項の立法趣旨を十分に踏まえ、それら規定に基づく法定プロセスである「国が定める離島振興基本方針との適合性」や「離島関係市町の意見の反映等」について、既存計画との内容確認等を適切に行うことを前提とした上での提案であり、自治体における条件不利地域の振興を効率的かつ効果的に図り、何よりも地域住民にわかりやすい振興方針（計画）づくりを行う観点から、今回の提案について、ご理解いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨を踏まえ、離島振興計画において内容の重複が見られる計画の策定については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。地域の実情に応じた柔軟な対応が可能である場合は、その旨を明確化し、十分な周知を行うこと。

## 【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ、適切な対応を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計

画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングにおいて、離島振興基本方針に適合し、離島地域の住民の意見を反映した計画が、既存の計画として存在する場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることに問題はないとの発言があった。その旨を通知等で明確にし、周知すべきではないか。

既存の計画と離島振興計画として追加で記載が必要な事項を別に取りまとめたものをセットにすれば、離島振興計画として取り扱うべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

離島振興法に定める作成プロセス(①主務大臣が定める基本方針に基づき作成されること、②作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求めること、③市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること)に即して作成される限り、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能であるが、改めて以下の内容について、令和5年度中に関係自治体に対し通知し、周知する。都道府県が、既存の計画に離島振興計画として必要十分な内容が含まれていると判断し、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、離島振興法に定める作成プロセスに即して策定されるのであれば、

- ・当該既存計画の関係部分を抜粋して離島振興計画として作成することは差し支えない。
- ・既存の計画に離島振興計画に必要な事項を追記する等により、作成することも差し支えない。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、厚生労働省 第2次回答

管理番号

169

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04\_雇用・労働

## 提案事項(事項名)

特定地域づくり事業協同組合制度における派遣可能な業務の拡大

## 提案団体

長野県

## 制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、派遣可能な業務を労働者派遣法第4条で派遣が禁止されている建設業務などに拡大すること。

## 具体的な支障事例

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなり、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。

派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。

ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所はあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。

このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農閑期に派遣可能な仕事が増えることにより、特定地域づくり事業協同組合が通年の雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い手確保、移住・定住の促進につながる。

## 根拠法令等

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、島根県、山口県、高知県、宮崎県

○当県の中山間地域においても冬期に派遣可能な仕事が少ないため、組合の設立に至らない市町村がある。こうした地域では、植栽業務や建設業において人材が不足しており、冬期の派遣先として需要が高い。  
○当県では、今年1月に2つの特定地域づくり事業協同組合が設立されたところであり、深刻な人材不足に直面している当該地域の建設事業者からも制度活用の要望があったが、組合への加入を断ったところである。  
○組合の区域内において、林業（地ごしらえ、植栽業務）も人手不足であるが、派遣が禁止されているため、派遣ができない。

## 各府省からの第1次回答

建設業務については、雇用関係の不明確化や労働者に対する不当な支配が生ずるおそれがあること等から、労働者派遣事業を禁止している。一方で、建設業務については、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」において、実施計画の認定を受けた建設事業主団体の構成事業主が、厚生労働大臣の許可を受けた上で、計画に記載した当該団体の構成事業主に常用労働者を一時的に送り出すことができる特別な仕組みを認めている（建設業務労働者就業機会確保事業）。そのため、建設業務における労働者派遣事業を認めることは慎重な検討が必要である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

建設業務について、様々な観点から労働者の派遣が禁止されていることは理解する。その一方で、建設業は、産業構造に偏りがある小規模農山村においても、普及度が高い業種であり、特定地域づくり事業協同組合における安定した通年雇用の確保という面で、当該規制緩和によるメリットは大きいと考えられる。例えば、派遣可能な時期を閑散期に限るなど、一定の制限を設けた上で緩和することで、デメリットを最小限にするといった手法も考えられるため、改めて特定地域づくり事業協同組合の制度下において労働者派遣を可能とするようご検討いただきたい。  
なお、建設業務に限らず、労働者の派遣が禁止されている他の業務についても、通年で派遣労働の需要が見込まれるものもあるため、規制の緩和をご検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高知県】  
派遣法全体での建設業派遣の緩和を求めるものではなく、特に人口減少により担い手の確保が非常に困難となっている地域の現状及びこの組合制度の主旨を考慮し、制度改善をお願いしたい。

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材の確保に向けて、本制度をより実効性が高いものとするため、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

労働者派遣制度全体の見直しではなく、特定地域づくり事業協同組合制度が適用される場合に限って、必要に応じて条件等を課した上で、組合の職員が建設業務に従事することができる仕組みが考えられないか、幅広く御検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

建設業務における労働者派遣事業については、建設産業の基本的な特性や構造を踏まえて禁止しており、これを労働者派遣の制度上直接的に認めることは、地域や時期を限定したとしても、慎重な検討が必要であると考えられるが、1次ヒアリングで述べたとおり、特定地域づくり事業協同組合における安定した通年雇用の確保に向け、一定の要件（過度にならず、最低限必要なもの）を設けることで在籍型出向として、同組合において組合員

の労働者が建設業務に従事することが可能になるよう、具体的な整理を行っているところである(円滑な実施に向け、追って都道府県及び都道府県労働局あての通知として発出することを想定)。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、経済産業省 第2次回答

管理番号

170

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04\_雇用・労働

## 提案事項(事項名)

特定地域づくり事業協同組合制度における組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大

## 提案団体

長野県

## 制度の所管・関係府省

総務省、経済産業省

## 求める措置の具体的内容

特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、中小企業等協同組合法により100分の20以内に制限されている組合員以外の者による事業の利用可能な割合を拡大すること。

## 具体的な支障事例

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなり、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。

派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。

ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所はあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。

このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農閑期に派遣可能な仕事が増えることにより、特定地域づくり事業協同組合が通年の雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い手確保、移住・定住の促進につながる。

## 根拠法令等

中小企業等協同組合法第9条の2第3項



## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、兵庫県、島根県、山口県

○当県では2市町で組合が設立済であるが、組合によって閑散期、繁忙期の時期が異なることと繁忙期は現状の職員をフルに派遣しても人手が不足する状況である。そのため、区域外となる別組合への派遣が可能となれば、年間を通じた仕事の確保や人材不足の解消となり、双方の課題が解決できる。

## 各府省からの第1次回答

特定地域づくり事業協同組合とは、中小企業等協同組合法第3条第1号に規定される事業協同組合のうち、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第3条第1項による都道府県知事の認定を受けた事業協同組合である。

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の員外利用規制は、事業協同組合はその組合員のための直接の奉仕を目的として共同事業を行う事業体であり、その利用者は本来組合員に限られるべきという事業協同組合制度の原則の例外として定められている。当該趣旨に鑑みれば、特定地域づくり事業協同組合に対する要望をもって事業協同組合の員外利用規制を見直すことは、利用者が組合員に限られていることを前提として事業協同組合制度に認められている各種特例等を含め、組合制度のあり方に影響を及ぼすものであり、特定地域づくり事業を行っていない他の約3万の事業協同組合にも影響が生じる問題であり対応は困難と考える。

また、組合員になることができない事業者は、原則として中小規模ではない事業者であり、地域内の多くの事業者は組合員になることができることから、特定地域づくり事業協同組合制度の趣旨を踏まえると、地域内の事業者を発掘し、組合員とすることで、安定した通年雇用を実現すべきと考えられるため、ご提案の員外派遣の緩和については、慎重な判断が必要と考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業協同組合が行う事業の利用者は本来組合員に限られるべきという事業協同組合制度の原則は理解する。その一方で、小規模農山村においては、産業構造が主要産業たる農業に偏り、地域内では事業者の繁忙期・閑散期が重複しているため、閑散期である冬期は組合員含め地域の事業者には仕事がなく、役場など員外への派遣に頼らざるを得ない。この場合も、組合の総利用分量の100分の20以内という制限があるため、約3か月間の冬期を通じた派遣先とすることができない。

こうした点を踏まえ、冬期など本来利用すべき組合員が地域内に一定期間存在しない場合において、例えば、閑散期に限り派遣可能な割合を拡大するなど一定の制限を設けた上で、特定地域づくり事業協同組合制度下において員外派遣に係る規制を緩和することを検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

中小企業等協同組合制度全体の見直しではなく、特定地域づくり事業協同組合制度が適用される場合に限って、組合の職員が、やむを得ない場合には、市町村の業務や繁忙期が異なる組合間相互の派遣など組合員外の業務により多く従事することができる仕組みが考えられないか、幅広く御検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

提案団体の見解として、小規模農山村などでは産業構造に偏りがあり、閑散期には地域の事業者には仕事がな

く、役場などの員外への派遣に頼らざるを得ないとのことであるが、令和4年度の実績では、員外派遣を行った組合は、全 72 組合中 15 組合にとどまっている。15 組合における組合員への派遣労働時間(118,220 時間)に占める員外派遣の利用時間(4,731 時間)の割合は 4.0%程度であり、また、員外派遣を最も利用した組合における員外派遣の利用時間割合は 15.1%(員外派遣の利用時間が 10%を超える組合は4組合)となっている。組合員になることができない事業者は、原則として中小規模ではない事業者であり、地域内の多くの事業者は組合員になることができることや、上記の実績を踏まえると、地域内の事業者を発掘し、組合員とすることで、安定した通年雇用を実現すべきと考えられるため、員外利用の規制を緩和することについては、なお慎重な検討が必要と考えられる。

このため、特定地域づくり事業協同組合制度において、ご提案の組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大の是非を検討するにあたっては、どの程度の実需があるか確認する必要があると考えられることから、地方団体へのアンケート調査を実施し、員外派遣を必要とする地方団体のニーズや具体的な支障事例を把握したうえで、関係省庁で連携しつつ必要な検討を進めることとしたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

171

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04\_雇用・労働

## 提案事項(事項名)

特定地域づくり事業協同組合制度において組合が位置する市町村以外への派遣が可能となるような見直し

## 提案団体

長野県

## 制度の所管・関係府省

総務省

## 求める措置の具体的内容

特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、人口急減地域特定地域づくり推進法により規制されている組合が位置する市町村の区域外の事業所への派遣が可能となるよう緩和すること。

## 具体的な支障事例

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなっており、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。

派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。

ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所はあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。

このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農閑期に派遣可能な仕事が増えることにより、特定地域づくり事業協同組合が通年の雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い手確保、移住・定住の促進につながる。

## 根拠法令等

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第19条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、兵庫県、島根県

○当県では2市町で組合が設立済であるが、組合によって閑散期、繁忙期の時期が異なることと繁忙期は現状の職員をフルに派遣しても人手が不足する状況である。そのため、区域外となる別組合への派遣が可能となれば、年間を通じた仕事の確保や人材不足の解消となり、双方の課題が解決できる。

## 各府省からの第1次回答

本制度の目的は、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」第1条に規定されているとおり、地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材の確保等を図り、地域社会の維持、地域経済の活性化に資することである。すなわち、当該地域社会の維持、当該地域経済の活性化に資することを目的としている。

また、同法第10条において特定地域づくり事業の範囲を、①その地区において地域づくり人材がその能力を十分に発揮することができるよう、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業、②その地区で活躍する地域づくり人材を確保する等の事業、と規定されていることから、当該地区の地域づくり人材の確保及び活性化のための施策であることは明らかである。

これらを踏まえると、組合が位置する市町村の区域外に職員を派遣することを求める本提案については、制度の趣旨に沿わないため、慎重な判断が必要と考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本制度が、組合が位置する地域における地域づくり人材の確保及び活性化のための施策であることは理解する。その一方で、産業構造に偏りがあり、当該地域のみで安定した通年雇用を確保することができない小規模農山村では、特定地域づくり事業協同組合を設立することさえできないことがある。当該地域の範囲外に閑散期の仕事があり、そこに労働者を派遣することが可能となれば、安定した通年雇用を確保することで、組合を設立して地域づくり人材の呼び込みにつながるため、制度の目的である地域社会の維持、地域経済の活性化という面で効果が大きいと考える。

また、閑散期に区域外へ派遣されていたとしても、繁忙期を含め1年の多くを当該区域内の産業に従事し、年間を通じて当該区域内で社会的活動に参加しているのであれば、地域づくり人材がいない場合に比して地域の活性化に寄与していると考えられる。そのため、例えば、同一県内など一定の範囲内に限り、一定割合の域外派遣を認めるなど、制度の趣旨を逸脱しない範囲で規制を緩和することを検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

区域内で地域経済を完結させることができない地域もあり、区域外への派遣を主として行うのではなく、一定の条件等を課した上で、やむを得ない場合には、区域外の市町村の事業所での業務にも従事することができる仕組みが考えられないか、地区の認定要件に係る方策等も含めて、幅広く御検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

本制度の目的は、地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材の確保等を図り、地域社会の維持、地域経済の活性化に資することである。

区域外派遣を実施した場合、区域外への派遣期間は区域内の地域づくり人材としての活動に制約が生じ、制度の目的に沿わなくなる蓋然性が高まると考えられる。また、本制度が市町村からの補助を受ける仕組みとなっているため、当該市町村以外の区域に職員を派遣することは、制度の趣旨に沿わない。

さらに、区域外派遣は職員の雇用が区域外の組合に依存し、不安定となるため、法第3条第3項第2号イに規定されている認定基準「職員の就業条件に十分に配慮されていると認められる」に適合しないおそれがある。このように、区域外派遣は法の趣旨である地域の活性化の観点及び安定的な雇用環境確保の観点から課題がある。

第1次回答でも示したとおり、区域外派遣が法の趣旨に沿わない懸念や上記の課題を踏まえると、区域外派遣を認めることについては、なお慎重な検討が必要である。

このため、地方団体へのアンケート調査を実施し、区域外派遣を必要とする地方団体のニーズや具体的な支障事例を把握したうえで、検討を進めることとしたい。

なお、本制度に関しては、議員立法である人口急減法(令和元年法律第64号)に基づき、同法施行後5年(令和6年度)を目処として、必要があると認めるときは検討を加えるとされており、本提案を含めた制度全体に対する検討が必要なものと認識。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁、法務省 第2次回答

管理番号

36

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること

提案団体

ひたちなか市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、法務省

求める措置の具体的内容

法務省が保有する登記情報連携システムの利用については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条に基づき、申請人等に対する登記事項証明書の添付が各種法令において規定されている手続に範囲が限定されているため、自治体側が公用請求によって登記事項証明書等を取得している手続についてもシステムの利用可能対象となるよう、対象範囲の拡大を求める。

具体的な支障事例

【現状】

当市では、様々な手続において、職員が法務局に出向いて登記事項証明書等の公用請求を行っている。

【問題点】

行政課題の複雑化・多様化を受け、職員の業務効率化が求められている中、移動に多くの時間を浪費している現状の運用は非常に非効率的であり、改善の必要があると捉えている。

登記事項証明書はオンライン請求も可能であるが、受け取りは郵送等や窓口となり書面の入手までに数日を要する。市税滞納者の資産情報の確認や納税通知書を送付した際に問い合わせがあった場合に、市が保有しているデータが真であるか確認するときなど、迅速に登記事項証明書を取得することが望ましい事例も多く、移動時間を費やしてでも法務局に出向いて公用請求をしているのが実情である。

【解決策】

当市ではデジタル庁主導のもと、先行運用団体として、申請人等に対する登記事項証明書の添付が法令上規定されている手続のうち一部について、法務省が保有する登記情報連携システムを利用した登記事項証明書の添付省略を実施している。現在の枠組みでは、公用請求によって登記事項証明書を取得している手続については情報連携の対象外とされていることから、対象範囲を拡大し、住民の利便性向上のみならず、職員の業務効率化に繋がる運用への変化を求めるもの。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登記事項証明書の迅速な取得と法務局への移動時間の削減が両立できる。

また、法務局への往復等に要していた時間が削減されることで、職員がコア業務に取り組む時間が確保でき、行政課題の解決や住民サービスの向上に寄与することが期待できる。

根拠法令等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大田原市、前橋市、高崎市、館林市、相模原市、横須賀市、三浦市、福井市、長野県、豊橋市、安来市、笠岡市、山口県、大村市、熊本市、延岡市

○空家等の所有者等の調査等において、登記情報を得るための法務局への移動や申請後の待ち時間等に多くの時間を要しており、非効率であるほか、法務局自体も管轄範囲が拡大したことにより、処理数が増えているようで、非常に待ち時間が長く、申請後、数日要することも多いため、運用改善が必要。

○庁舎一階に窓口があるが公用の取扱いがないため往復2時間かけ公函や登記簿等の公用申請を行っている。庁内で連絡を取り合い取りまとめることもあるが急用もあるため効率化できていない。担当課では、登記申請については、オンライン登記システム及び書類の郵送により嘱託登記を行っているが、登記完了後は登記済証や確認のための登記簿取得に、やはり他市の法務局へ1往復している。公用請求による登記簿等の取得がオンライン化できれば、大幅な時間短縮となり、迅速な対応による市民サービスの向上にもつながる。

○各必要書類ごとに申請書を作成し、市長印を押印して法務局に公用請求している状況。

混雑具合によっては当日中に取得できないこともあり、手間やかかる時間を考えると非効率だといえる。

○成年後見の市長申し立ての際に登記書類が必要で書類取得に時間がかかり他の業務が繁忙となると手続きが遅れることがある。

○当市においても、固定資産税等の賦課業務や市税等の徴収業務において、毎日のように法務局に出向いて公用請求を行っており、職員の負担になっている。

○当市でも、複数の所属が、登記事項証明書等の取得に当たり公用請求に関する申請書を法務局に提出しており、登記情報連携システムを通じて登記事項証明書を取得することが可能になれば、取得に要する事務削減により、事務効率化を図ることできる。当市でも職員が毎日2回法務局へ出向き、登記事項証明書を取得しており、時間と手間がかかることから負担を感じている。

○県税の適正な賦課徴収（滞納整理を含む）を行う上で、登記事項証明書を公用で取得する事例が多々ある中、県内10か所の登記所へ出向くには時間と労力に大きな負荷がかかっており、提案のとおり公用請求がシステム利用の利用可能対象となることは、業務の効率化に資すると考える。なお、令和4年度の関東甲信越地区税務主管課長会議において、同様の趣旨で、法務省が提供する「登記・供託オンライン申請システム」及び一般財団法人民事法務協会が提供する「登記情報提供システム」の効用利用の無償化について関係機関と協議を行うよう総務省に要望しており、同省からは法務省と協議する旨回答を得ている。

## 各府省からの第1次回答

現在、デジタル庁では法務省と連携し、商業・不動産登記情報の情報連携の整備について、検討を進めております。

## 【デジタル臨時行政調査会】

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>

（第7回）資料1 アナログ規制の一掃に向けた取組の進捗と デジタル臨調の今後の検討課題（p11,12）

## 【デジタル臨時行政調査会作業部会】

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research-wg/>

（第19回）資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について

資料2 土地系ベース・レジストリと制度的課題について

（第20回）資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について

（第21回）資料1 ベース・レジストリと制度的課題について

この検討の中で、ご指摘の、公用請求による登記事項証明書等の取得に要している負担を軽減できるよう、登記情報の情報連携について、法改正やシステム整備について検討を進めてまいります。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

デジタル臨時行政調査会作業部会において、2030年予定の登記情報システムの次々期更改のタイミングでの完成が目指されているベース・レジストリの整備に関して、公用請求が登記情報の情報連携の対象となれば、職員の業務効率化や生産性向上に大いに寄与すると考えられることから、公用請求による登記事項証明書等の取得に要している負担が軽減されるよう、地方自治体の実情を汲み取りつつ、提案の実現に向けた検討を進めていただきたい。なお、公用請求による登記事項証明書の取得に係る地方自治体の負担を軽減する方法が他にあれば、システム整備までの当面の対応として何らかの措置を講じていただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

## 【全国市長会】

多くの時間と人的コストがかかっているため、登記情報連携システムの利用を早急に可能にするよう意見が寄せられており、提案の実現を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

次々期システム更改の 2030 年の完成に至るまでの過渡期の期間においても、公用請求に係る事務負担軽減を図るため、既存システムの活用による対応など、早期に何らかの措置を講ずることについてご検討いただきたい。

2030 年までの過渡期において、どのような負担軽減の措置が可能か、方向性をお示しいただきたい。

## 各府省からの第 2 次回答

登記情報の行政機関間の情報連携については、公用請求に関する対応を含め、登記情報の連携のための基幹システム更改を見据えた全体設計と移行期の速やかな提供を実現できるよう年内を目途に工程表を策定していく予定です。

（第 1 次回答の再掲）

## 【デジタル臨時行政調査会】

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>

（第 7 回）資料 1 アナログ規制の一掃に向けた取組の進捗と デジタル臨調の今後の検討課題 (p11,12)



## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

110

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

獣医師法に基づく届出をオンライン化すること

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

現在、獣医師法第22条に基づく届出は、書面で行っている。その届出を原則オンライン化することを求める。また、届出内容(獣医師の分布、就業状況、異動状況等)をデータベース化することで、獣医師確保など、データの有効活用につなげる。

具体的な支障事例

獣医師法第22条に基づき、獣医師は、2年ごとの報告年に、氏名、住所及びその他省令で定める事項について、都道府県を経由し、農林水産大臣へ届出する義務がある。(令和2年5月現在、県内獣医師574名) この都道府県経由に膨大な事務が生じている。特に負担がかかっている業務は、届出書(第6号様式)について①提出書類の回収・整理②内容の確認、届出概況表等への入力である。具体的な業務量としては、①回収業務(到着順に連番を付け)20時間、②取りまとめ(不備がないか内容の確認、届出概況表等への入力、書類ダブルチェック)92時間、③報告(3枚複写の管理、国への報告)5時間となっている。また、届出に関する全体のスケジュールとしては、毎年12月31日現在の状況を、県1月31日締め、国2月28日締めとなっている。以上のことより、医師法、歯科医師法、薬剤師法の届出についてオンライン化を検討していることと同様に、獣医師法における届出についてもオンライン化することを求めるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

届出を原則オンライン化することにより、届出書のとりまとめ事務が簡素化される。また、届出された情報をデータベース化することにより、獣医師確保等へのデータの有効活用につなげる。ただし、インターネット環境がない方の為に郵送での届出も可能とする。

根拠法令等

獣医師法第22条(第6号様式)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、山梨県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、香川県、高知県、大分県

○①獣医師法第 22 条の届出をオンライン化することには賛成であるが、下記のトラブル等が想定されると考えられるのでその対応方法を決めておく必要がある。

- ・給付金のオンライン申請のように入力ミスが続出し、その修正等で業務量が通常より増大する可能性あり

- ・個人情報流出事故が発生した場合(都道府県又は国)

- ・高齢の獣医師が、オンライン手続きに対応できない場合

→葉書等による届出とオンライン届出が混在すると事務が煩雑になる可能性大

- ・届出は、獣医師→家畜保健衛生所→都道府県畜産主務課→国のルート

→オンライン化のシステム構築に、全ての都道府県が対応できるか？システム構築には専門業者に委託する必要あり

②第 22 条の届出は、獣医師会経由で、届出葉書が対象者に送付され、県に提出される。オンライン化には獣医師会とのコンセンサスが必要。

○当県では、獣医事を担当する専任の職員はおらず、獣医事の他、家畜衛生、動物薬事等の業務を担当1名で行っている。獣医師の数が年々増加する中、届出の数も増加し、それに比例して取りまとめ業務が増しているのが現状である。(届出数:平成 26 年 217 名、平成 28 年 227 名、平成 30 年 247 名)

本届出の事務対応は、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い時期であるとともに、年度末の多忙な時期とも重なることから、業務量削減のためのオンライン化を図り効率に処理を行う必要があると考える。また近年、当県においては女性獣医師職員の割合が増加しており、産休や育児休暇等で欠員が出た場合にも、オンラインでデータベース化されていれば、速やかな欠員補充が可能と考える。

○当県では、県内に在住する獣医師からの届出率を向上させるため、届出期間が開始する前までに新聞広告による周知を行うとともに、県獣医師会に対し、会員への周知について協力を要請している。この中で、平成 30 年度の届出者 691 名のうち、年齢が 50 歳を超える獣医師は 383 名(55.4%)となっている。また、届出書は県内 3つの家畜保健衛生所で回収するが、前回の届出者から提出がない場合の確認や届出内容の集計など、それぞれの家畜保健衛生所での業務負担は生じている。届出制度のオンライン化について、基本的には賛成の意見だが、県内における獣医師の年齢構成では、相当数の獣医師についてオンライン化への対応が困難と想定される。このため、オンライン化により家畜保健衛生所の業務負担が軽減するか不透明な部分がある。

○届出書のとりまとめへの業務量の負担が大きいため、オンライン化が必要と考える。

○当県においても、県内約 520 名分の届出について、県家畜保健衛生所(5所)と A 市とで処理しており、事前周知や回収から取りまとめ、入力作業に1所当たり約 20~50 時間を要しているほか、内容不備や未提出者への催促、死亡者への対応等にも数時間を要している。また、国への報告作業にも5時間程度を要している。獣医師側からもオンライン化の要望を受けている。

○当団体においても当該業務は、約2千件を書面で受け付け、整理し、記載内容全項目を個別にデータ入力、さらに分類集計の上、書面とデータを揃えて受付締切後約1か月以内に国へ報告しているが、担当者は他業務を兼務しており、非常に負担となっている。また、新型コロナウイルスまん延防止対策も考慮するとオンライン化を強く求めるものである。

○当県においては、平成 30 年 12 月 31 日時点で 355 名の獣医師の届け出があり、提出書類のとりまとめ及び集計に多くの時間を要している。また、集計期間である1月から2月には、全国的に家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの発生が危惧され、全国の畜産担当主務課は本病の発生防止及び防疫対応に万全を期する必要がある。届出の原則オンライン化による事務作業の効率化は、取りまとめを担当する自治体の事務負担を軽減するとともに、家畜伝染病の発生予防業務により多くの時間を割くことが可能となる。

○当県においても、当該届出の県経由に伴い膨大な事務が生じている。(届出書の回収・整理、内容の確認、届出概況表への入力作業等)

平成 28 年 723 件、平成 30 年 805 件と届出件数も増加しており、今後も届出数の増加による業務量の増が想定される。

○当県でも、県内の獣医師からの回収業務、取りまとめ、報告の処理に膨大な時間を要している(平成 30 年度は 351 名分を2名で処理)。紙での届出を入力する際に、エラーが出ることも多く、また、人によって回答の基準が異なり確認作業が必要となることもあり、より多くの時間を要する。作業負担を減らすとともにデータを有効に活用するため、オンライン化がよいと思われる。

○紙ベースの届出票を、県内3か所の家畜保健衛生所で、回収・取りまとめ事務を行った後、県庁で全データを整理・集計して、国への報告を行っている。取りまとめ作業では、届出票の記入漏れや誤記を、電話で届出者に確認するなど、煩雑で効率の悪い部分も多く、オンライン化されることで業務の効率化が期待される。

## 各府省からの第 1 次回答

獣医師法(第 22 条)に基づく届出については、農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画(令和 2 年 3 月 27

日農林水産省行政情報化推進委員会決定)において令和4年度までに行政手続きのオンライン化率 100%を目指すこととしていることを踏まえて対応する。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

獣医師法第22条に基づく届出は2年ごとの報告年であり、直近では令和2年末時点、次回は令和4年末時点の状況報告となるが、オンライン化導入の時期について、具体的なスケジュールを示していただきたい。  
また、オンライン化の具体的な内容については、各獣医師がオンラインで報告し、その情報が都道府県を經由せず、直接データ収集システム(データ管理システム)へ集積されるシステムと想定しているが、その認識で良いか教えていただきたい。  
また、届出のオンライン化に加え、オンラインで提出された届出内容のデータベース化及びデータの有効活用が出来るシステムの構築についても提案しているが、これらについても対応いただけるという認識で良いか、またその具体的なスケジュールについて教えていただきたい。(届出のオンライン化が実現されてから対応する、もしくはオンライン化と並行して対応する等)

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画において、申請者が、各種行政手続等をオンラインで行える共通申請サービスについて、2021年度から本格運用し、2022年度中には原則として農林水産省が受ける全ての行政手続等をオンラインで申請できるようにすることとされていることを踏まえ、令和4年度の届出からオンライン化することを目指している。なお、届出のオンライン化により、都道府県の財政負担は発生しない。  
オンライン化の具体的な内容については検討中であるが、農林水産省共通申請システムを活用し、オンラインで届出された内容を都道府県において確認することを検討している。  
また、届出内容のデータベース化した際の活用例として、現在就業していない獣医師の就業意思を届出の際に確認し、欠員補充に有効活用することが挙げられているが、個人情報の取扱いを含め、本届出システムをどこまで活用することが可能か検討してまいりたい。

#### 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

5【農林水産省】  
(2) 獣医師法(昭24法186)  
獣医師法に基づく届出(22条)については、以下のとおりとする。  
・令和4年度の届出からオンライン化する。  
・獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための方策について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号

141

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

小学校における教科担任制加配に係る授業時間数の下限の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

小学校高学年における教科担任制を推進するための加配定数について、中山間地域や小規模校等、地域や学校の実情に応じて、加配教員が受け持つ授業時間数等の要件緩和を求める。

具体的な支障事例

現行制度では、小学校の教科担任制加配について、加配教員が受け持つ授業時間数に下限があるが、中山間地域・離島の小規模校では、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、当該地域の小規模校に対する加配教員の配置が困難となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各自治体においてより柔軟な定数配置が可能となることで、地域の実情に応じた指導・教育体制を構築できる。

根拠法令等

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、羽後町、茨城県、川崎市、富山県、浜松市、京都府、八幡市、大阪市、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県

○当町の小学校は、中規模校及び小規模校であり、加配教員の配置が困難であるため校内で授業担当を工夫することにより、教科担任制を実施している。加配教員が受け持つ授業時数の下限の緩和により柔軟な定数配置が可能になることで地域の実情に応じた指導・教育体制を構築できる。

○都市部においても校区の状況により、1学年1学級の学校も存在し、下限により教科担任制加配が、配置できない学校もある。複数校を兼務することも困難なことから、各市町村で柔軟に活用できる教科担任制加配への改善を望む。

○当県では、小規模校・複式校が多いため、複数校を兼務することで、指導時数を満たしている。学校間の移動時間も必要となるため、加配教員の負担が大きい。

○当県においても6学級以下の小規模校が多く、また、その配置のための持ち授業時間数の下限を満たすことが困難な場合がある。その下限を緩和することにより地域の実情に応じた配置ができ、指導・教育体制の充実を図ることができる。

○山間・離島はないが、当市においても小規模校は点在しており、学校間移動の時間的制約を考慮すれば、文

部科学省が示す2校兼務等でも配置しにくい場合、加配要件となるコマ数を確保可能な学校に配置が偏りがちになる。小規模校においても学級担任の持ちコマ数の軽減や専門性の高い指導を担保するため、要件の緩和が必要である。

#### 各府省からの第1次回答

教科担任制推進に係る加配定数については令和4年度から、専門性の高い教科指導を行うとともに、教師の働き方改革の観点から、小学校高学年の学級担任の持ち授業時数の軽減を目的として予算上、計上している。このため、当該加配定数によって措置された教師が一定の持ち授業時数を持たない場合、その政策効果が減退することが考えられるため、予算編成過程における議論を踏まえ、持ちコマ数の要件を設けているところ。ただし、例えば令和5年4月25日の都道府県・指定都市向け担当者会議の配布資料には以下の記載があるところであり、既に提案団体がお示しするような、一定の弾力的運用も可能としているところ。

「原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することとしつつ、学校規模や地理的要因により、例えば、  
 ・優先教科について小学校高学年での実施を前提として、持ちコマ数に余裕がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること  
 ・小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること等  
 は可能とする。」

文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

一定の弾力的運用を可能としていることについては、都道府県教育委員会等として承知しているところであり、市町村教育委員会と連携しながら、その活用を図ってまいりたい。  
 また、「小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること」とあるが、1人の教員が複数の教科を持つことにより、教材研究や授業準備など教員の負担が増えてしまうことで、地域によっては専門性を活かしたきめ細やかな授業の実施が困難なこともありうる。以上のことも踏まえ、地域や学校の事情によっては、例示以外の弾力的運用が必要な場合もあり得るので、加配の趣旨・目的等を逸脱しない範囲内で、自治体の個別の相談等に引き続き前向きに応じていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【八幡市】

小規模校では、高学年と低学年を合わせても、教科によっては、コマ数の要件に対応しない場合がある。例えば、理科であれば、小学校3年生以上のすべての学年を専科にしても、12時間以内で、それに5、6年の算数を合わせて、やっと22時間である。それよりも、近隣の中学校から必要な教科の教員が専科指導ができ、中学校の指導充実にもつながるような加配の対応が必要である。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

追加共同提案団体から同じ提案が複数でていることから、現行の基準で中山間地域等の地理的、人口的条件により加配要件が不利な地域に人材が十分に行き渡ってない実態がうかがえるが、どう受けとめているか。加配定数の持ちコマ数の要件については、全国一律ではなく、学校間の移動時間等を加味するなど小規模校が点在する中山間地域等の特性にも配慮し、地域間の教育格差が生じない基準を検討すべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

教科担任制推進に係る加配定数については、これまでも地域の実情等を踏まえた弾力的運用を可能としてきたところであるが、いわゆる骨太方針 2023 を踏まえ、来年度から本取組を強化していくことを機に、加配定数により配置された教師が複数校を兼務する場合の扱いなど、更なる運用の改善を図ることについて、すみやかに周知してまいりたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号

218

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直し

提案団体

島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

小学校の教科担任制加配及び英語専科指導加配については、加配教員が受け持つ授業時間数に要件がある。(教科担任制:概ね週 20 コマ程度、英語専科指導:週 24 コマ)

【支障事例】

当県では中山間地域・離島の小規模校が多く、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、配置が大規模校や都市部に偏っており、指導・教育体制に格差が生じている。

【支障の解決策】

特に小規模校が点在する地域について、加配教員が受け持つ授業時間数の要件を緩和していただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に合わせた柔軟な配置が可能となることで、中山間地域・離島においても充実した指導・教育体制を構築できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

羽後町、茨城県、群馬県、川崎市、石川県、浜松市、京都府、八幡市、大阪市、岡山県、高知県、宮崎県

○当町の小学校は、中規模校及び小規模校であり、単独の学校への配置では当該授業時間数の要件を満たすことができない。そのため1名の英語専科教員が4校を兼任しているが、学校間の移動時間も必要となることから当該教員の負担となっている。

○都市部においても校区の状況により、1学年1学級の学校も存在し、下限があることにより教科担任制加配や英語専科指導加配が、配置できない学校もある。例えば中学校に加配を措置し、兼務で下限に縛られないように各市町村で柔軟に活用できる教科担任制加配や英語専科指導加配への改善を望む。

○英語専科指導の持ちコマは 24 コマ、教科担任制の持ちコマ数は、概ね 20 コマ程度としている。教科担任制

指導教員については、担当教科は算数、理科、体育、外国語とされており、外国語を受け持った場合は、20コマ程度であるため、英語専科指導教員と持ちコマ数に差が生じている。少なくとも持ちコマ要件を同一にする必要がある。

○当県では、小規模校・複式校が多いため、複数校を兼務することで、指導時数を満たしている。学校間の移動時間も必要となるため、加配教員の負担が大きい。

○現行制度では、小学校の教科担任制加配及び英語専科指導加配について、加配教員が受け持つ授業時間数に下限があるが、山間地域の小規模校では、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、当該地域の小規模校に対する加配教員の配置が困難な状況である。

○当県においても、英語専科加配において、24時間以上の授業時数を確保するために、複数校を掛け持つ兼務指導が増加し、移動時間の確保やそれに伴う時間割の工夫に苦慮しているため、基準時数を引き下げるなど、現行制度の見直しを求める。

○山間・離島はないが、当市においても小規模校は点在しており、学校間移動の時間的制約を考慮すれば、文部科学省が示す2校兼務等でも配置しにくいと、加配要件となるコマ数を確保可能な学校に配置が偏りがちになる。小規模校においても学級担任の持ちコマ数の軽減や専門性の高い指導を担保するため、要件の緩和が必要である。

### 各府省からの第1次回答

英語専科指導に係る加配定数は平成30年度から、教科担任制推進に係る加配定数については、令和4年度から、専門性の高い教科指導を行うとともに、教師の働き方改革の観点から、小学校高学年の学級担任の持ち授業時数の軽減を目的として予算上、計上している。

このため、当該加配定数によって配置された教師が一定の持ち授業時数を持たない場合、その政策効果が減退することが考えられるため、予算編成過程における議論を踏まえ、持ちコマ数の要件を設けているところ。ただし、例えば令和5年4月25日の都道府県・指定都市向け担当者会議の配布資料には以下の記載があるところであり、既に提案団体がお示しするような、一定の弾力的運用も可能としているところ。

「原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することとしつつ、学校規模や地理的要因により、例えば、

- ・優先教科について小学校高学年での実施を前提として、持ちコマ数に余裕がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること
- ・小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること等

は可能とする。」

文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘の弾力的運用は、教科担任制推進分のみに係るものであって、英語専科指導加配については、授業時間数要件(週24コマ)に係る考慮事項の記載はなく、実施授業時数の厳密な実績報告が求められている。

当県の小学校教員一人当たりの授業時間数が平均週23.9コマ(令和4年5月1日現在)である状況を踏まえると、中山間地域・離島では最大7～8校程度の兼務が必要となること、当県提案でお伝えしているとおり、学校間の移動に相当な時間を要し、さらに授業準備・評価時間を含めると、配置は非現実的であり、できたとしても担当教員に過重の業務負担を生じさせる。

令和5年度、離島で実施している一事例においても、移動時間等を考慮し、加配教員は6校兼務の週16コマの授業とせざるを得ず、要件を満たすための残り8コマは、加配措置のない他校の教員が英語専科指導を行って対応している状況である。このような状況が改善され、小規模校においても英語専科指導による質の高い教育の提供が可能となるよう、学級担任の持ち授業時間数の軽減を図りつつ、専科指導が進められるような措置を、中山間地域の実態に即して検討していただきたい。

また、教科担任制推進分については、確かにご指摘のような弾力的運用が認められているが、当県小学校の8割を占める11学級以下の小規模校(198校のうち159校)において加配教員を配置できたのは、4校に過ぎない現状がある。例えば、複数兼務をする場合、中山間地域・離島においては前述の学校間の移動に相当な時間を要することから、移動時間を勘案し、コマ数に算入可能とする、兼務校数の数によりコマ数を減じることが可能など、更なる緩和がなされることを希望する。



## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

## 【八幡市】

小規模校では、特に外国語は、3年生以上の外国語活動を含めても、6時間／週であり、かなりの時数を他の教科の専科とする必要がある。本来英語の専門性を考えると、特に外国語の専科については、指導できる教員の確保も含めて、ぜひ中学校に専科加配を配置し、中学校の英語の指導充実も含めて、兼務による専科教育の充実を望む。

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

## 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

追加共同提案団体から同じ提案が複数でていることから、現行の基準で中山間地域等の地理的、人口的条件により加配要件が不利な地域に人材が十分に行き渡ってない実態がうかがえるが、どう受けとめているか。加配定数の持ちコマ数の要件については、全国一律ではなく、学校間の移動時間等を加味するなど小規模校が点在する中山間地域等の特性にも配慮し、地域間の教育格差が生じない基準を検討すべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

教科担任制推進に係る加配定数については、これまでも地域の実情等を踏まえた弾力的運用を可能としてきたところであるが、いわゆる骨太方針2023を踏まえ、来年度から本取組を強化していくことを機に、英語専科指導加配を含め、加配定数により配置された教師が複数校を兼務する場合の扱いなど、更なる運用の改善を図ることについて、すみやかに周知してまいりたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号

219

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和

提案団体

島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

英語専科指導加配では、厳しい資格要件(中学校・高等学校英語の免許状保有や海外大学等での2年以上の留学経験等)が定められており、人材確保に苦慮している。

【支障の解決策】

研修履歴等から、英語に関する研修を努めて受講しており、学校長、市町村教育委員会が、英語の授業を実施できる一定の英語力を有すると認めた者や、高い指導力を有すると教育委員会が認めた者、校内又は市町村の教科研究会等で英語授業実践を中心的に行っていると認められる者も対象に含めるなど、資格要件を緩和していただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

資格要件の緩和により、人材の確保が容易になることで、充実した指導・教育体制を構築することが可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

羽後町、茨城県、川崎市、石川県、京都府、大阪市、岡山県、広島市、熊本市、宮崎県

○英語専科指導加配では、厳しい資格要件(中学校・高等学校英語の免許状保有や海外大学等での2年以上の留学経験等)が定められており、人材確保に苦慮している。研修履歴から英語に関する研修の受講に努めており、英語の授業を実施できる一定の英語力を有すると県教育委員会が責任をもって認めた者であれば対象者に含めるなど、資格要件を緩和していただきたい。

○教科担任制指導教員の対象教科は、算数、理科、体育、外国語とされている。英語専科教員の資格要件は、①中学校・高等学校の免許保有者②2年以上の外国指導助手(ALT)の経験者③CEFR B2相当以上の英語力を有する者④海外大学等で2年以上の留学経験等がある者。一方、教科担任制指導教員の資格要件は、①中学校・高等学校の免許状保有者②対象教科の専科指導を3年程度実施していた者③教科研究会等の活

動、研修履歴、著名な実績等が一定程度あると教育委員会認めた者。同じ英語を担当する場合に、資格要件に差が生じている。英語の専科教員の確保に愛知県も苦慮しているため、少なくとも資格要件は教科担任制専科教員に統一すべきであると考え。

○当市においては、英語専科指導加配を令和2年度より1人ずつ増員(14名→17名)してきたところだが、厳しい資格要件が定められていることから、人材確保が困難になってきている。

○過去に教科担任制で外国語指導の経験がある教諭がいたが、資格がないため本加配教員に充てることができず、やむを得ず臨時的任用講師を充てた例があった。

#### 各府省からの第1次回答

英語専科指導に係る加配定数は平成30年度から、専門性の高い教科指導を行うため、予算上、計上しており、当該加配定数によって配置された教師については、一定の専門性を確保する必要があることから、予算編成過程における議論を踏まえ、資格等の要件が設けられているところ。

文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

外国語の指導は、学校現場の教員、特に外国語が教育課程に導入される以前に採用された教員にとっては負担が大きく、国からの英語専科指導加配は、働き方改革の観点からも大変有効な加配であり、配置の要望も多い。

しかし、当県の場合、文部科学省が定めた指導者要件を満たす者が不足しており、指導者確保ができないために配置を見送らざるを得ない事態も生じている。特に、中山間地域・離島においては、資格要件を満たす指導者の確保が困難で、専ら専門性を有しない学級担任等が英語の学習指導を行っている状況である。県内全19市町村のうち、令和5年度に加配できた市町村は8市1町に留まり、町村の配置率はわずか9.1%で、加配教員の指導が受けられない学校の児童数(通常の学級)は県全体の半数以上(51.6%:16,453人)に及ぶ。

当県では、採用試験において、小学校英語枠を設け、採用を行っているが、教員志願者減少もあり、新規人材の確保は容易ではない。

東京や大阪などの大都市圏とは異なり、塾などの民間で英語教育を受けることが難しい地方にあっては、公教育の役割は非常に大きく、国全体の英語教育・英語力の向上のためには、公教育の機能の充実は不可欠である。英語人材を確保しにくい地方の実情を踏まえ、指導者の資格要件の緩和、具体的には、小学校教科担任制加配の要件と同様に、実質的に高い指導力・英語力を有すると教育委員会が認めた者の活用を可能とすることを求める。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【川崎市】

令和3年1月26日付け中教審答申にて導入が必要とされた教科担任制においては、その時点で既に加配措置化されていた英語を含み、「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について(報告)」において体育を加えて教科担任制の優先教科とされた。その際、要件については、「例えば、①当該教科の中学校又は高等学校の免許状の保有、②専門性向上のための免許法認定講習の受講・活用、③教科研究会等の活動実績、といった要件を組み合わせるなどして適用することが考えられる。」とされたことに加え、「既存の小学校英語専科指導のための加配措置における専科教員の要件については、この間、小学校外国語科の新設に対応した研修や、新学習指導要領への移行措置期間を含む実践が積み重ねられ、小学校教員がその指導力を身に付けつつある状況等を踏まえて見直すことも考えられる。」とされた。小学校の英語については、教科化がなされて以降、研究会等が立ち上がり指導方法の研究が行われている状況を踏まえれば、教科研究会等の活動実績において教育委員会が認める者を対象に加えることは、他の優先教科の要件と照らして妥当性が高く、また、同研究会において活動している教員にとってのモチベーションの向上にも寄与すると考えられる。加配定数総数として、予算編成上の議論により決定されることは理解できるが、当該加配の資格要件については、上記報告を受けて貴省において決定されたい。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向

けた積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

英語専科指導加配の資格要件については、関係府省ヒアリングにおいて、教科担任制推進分の「教科研究会等の活動、研修履歴、著名な実績等が一定程度あると教育委員会が認めた者」を外国語に活用する運用が示されたが、具体的な運用基準を示し、自治体に周知すべきではないか。なお、外国語について、教科担任制推進分の資格要件を活用する場合と英語専科指導加配を活用する場合との違いを示されたい。

#### 各府省からの第2次回答

外国語については、一定の専門性を有する教師による指導を充実させることが重要であることから、英語専科指導に係る加配定数についても、これまでの基本的な考えは維持し、任命権者において質の高い教師が確保されるよう、引き続き促していくこととするが、地域による人材確保の事情等を踏まえ、来年度から教科担任制推進に係る加配定数も柔軟に活用することについて、すみやかに周知してまいりたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、文部科学省 第2次回答

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

地方自治法に定める歳入歳出外現金に学校徴収金を含めること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

学校徴収金の徴収・管理業務を地方自治体が行うことに係る歳入歳出外現金の対象範囲の拡大

具体的な支障事例

学校給食費(以下、給食費)については、学校ではなく地方自治体が徴収・管理を行うことによる教職員の負担軽減などを目的として、文部科学省から「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が通知されている。同通知では、給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金(以下、学校徴収金)についても徴収・管理などを地方自治体の業務とすることなどを求められているが、全国の地方自治体では、給食費については公会計化を行うことで地方自治体による管理・徴収が進んでいるものの、学校徴収金については地方自治体による徴収・管理の事例は多くなく、公会計化を行った事例はほとんどない。

そのような状況の中、当市では、学校現場の負担軽減や会計の透明性向上、市民サービスの向上などを目的に、令和7年度の給食費の公会計化を目指して検討を進めているが、一方、学校徴収金については、公会計化等の検討は様々な課題があり、他都市と同様に進んでいない。

給食費の公会計化の制度設計を進める中で、これまでと同様に給食費とあわせて学校徴収金を保護者から地方自治体の口座へ一旦入金してもらうことを想定していたが、地方自治法第235条の4の規定に基づくと、学校徴収金については地方自治体が保管することができず(地方自治体の口座へ入金できない)、給食費とは別に保護者が学校長口座へ直接入金する仕組みとせざるを得ないことが課題として指摘されたところである。このままでは給食費の公会計化により、給食費と学校徴収金それぞれについて保護者に口座振替の手続きを二重で求める仕組みとせざるを得ず、また、これまで行っていた一括での口座振替・入金ができなくなるなど、市民サービスの低下につながる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

給食費と学校徴収金について、地方自治体があわせて法的根拠に基づき徴収・管理することが可能となり、保護者はこれまでどおり、給食費と学校徴収金を一括で口座振替等により支払うことができる。これにより給食費の公会計化による市民サービスの低下を防ぐことができる。

また、こうした市民サービス低下の懸念から給食費の公会計化に踏み切れなかった地方自治体が公会計化を進められるようになり、学校・教職員の負担が軽減されるほか、子ども達に向き合う時間の確保や新たな教員の確保促進につながることで、持続可能な教育体制の構築に寄与する。

根拠法令等

地方自治法第235条の4、地方自治法施行令第168条の7、地方自治法施行規則第12条の5

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、羽後町、茨城県、千葉市、相模原市、浜松市、岡山県、熊本市

○当市については令和6年4月より学校給食費を公会計化する予定。学校徴収金に関しては今後公会計化を検討していくことになるが、地方自治法第235条の4により、学校徴収金を地方自治体の口座へ入金できないことから、保護者に口座振替の手続きを二重に求めることになってしまうため、制度を改正しない以上、課題が残ってしまう形となる。

○給食費は公会計化、学校徴収金は私会計のため、口座振替依頼の申込はそれぞれに記入いただき、提出をお願いしており、保護者は同様の書類を二重に記入する必要がある。

## 各府省からの第1次回答

保護者等の負担する学校徴収金を歳計現金とするかどうかについては各地方公共団体において判断されているところであるが、文部科学省としては、学校徴収金については公会計化に向けた取組を進めるべきであると考えている。

なお、必ずしも保護者に口座振替の手続きを二重で求める必要はなく、教育委員会が銀行と連携し、学校給食費や学校徴収金を、単一の保護者口座から地方公共団体の口座、学校長の口座等にそれぞれ振替を行っている地方公共団体もある。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

学校給食費以外の学校徴収金の公会計化は、全国的にほとんど進んでおらず、既に公会計化した自治体でもその対象は教材費など一部にとどまっているのが現状である。教材費などを公会計化している先行事例はあるものの、システム開発などの自治体の負担に加え、保護者から個別に承諾を得る手続や、学校側には計画書を提出させる手続が必要となるなど、それぞれに負担が生じているとみられる。また、学校徴収金の多くは、保護者が直接購入すべき物品等を学校が代行して購入しているものであるという特性（自治体の所有に属するものというよりは、保護者からの預かり金に近い）がある。加えて、学校徴収金の中には、修学旅行積立金のような保護者の納付年度と実際の支払年度が異なることで公会計化する扱いの妥当性に疑義が生じるものもある。このような状況の中で、本提案により学校徴収金の保管の法的な位置づけの明確化や、より迅速に教職員の負担軽減や保護者の利便性向上などが実現できると考えられるため、検討を強くお願いしたい。

また、銀行と自治体が連携して保護者口座から自治体口座と学校長口座に振替えている事例は承知しているが、対応可能な銀行は多くないと聞いており、指定金融機関が対応できない場合、指摘の方法では一括徴収ができない。金融機関以外にも収納代行業者により、一括で徴収する方法もあるが、委託料等のコストが高く、全国で広く導入することは困難と考える。いずれの手法にせよコスト面での自治体負担が多く生じる一方、本提案が実現した場合、一括徴収にかかる自治体負担がかなり抑えられると考える。

加えて、上記を踏まえ、地方自治法を所管する総務省としてどのような対応を検討していただけるのか具体的にお示しいただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

学校給食費以外を含め学校徴収金を公会計化すべきとの主張であるが、地方自治体において学校徴収金の公会計化が進んでいない理由について、どのように認識しているのか。

提案団体の声を聞くと、特に学校給食費以外の様々な学校徴収金について、公会計化の取組を進めるための具体的な指針（例えば、学校徴収金の種目別に公会計化できる根拠を整理したものなど）が示されていないことも、地方自治体において公会計化が進んでいない要因と考えられる。

実態把握を通じて学校徴収金の公会計化が進んでいない理由を分析した上で、上記の指針を含め地方自治体

への一段の支援策を検討すべきではないか。

また、学校徴収金のうち公会計化の整理になじまないものについても、保護者や学校現場の負担軽減の観点から、地方自治体が適切に徴収・管理できるよう、総務省と連携し、歳入歳出外現金化も検討すべきではないか。金融機関又は収納代行業者との委託契約により口座振替する方法は、決済手数料等の負担や対応できる金融機関等が限られているといった一定の要件があることから全国的に対応できるものではないのではないかと考える。委託契約だけでなく、委託契約を実施しない際の学校徴収金の取り扱いを含めた学校徴収金の適切な方策についても、地方自治体に示すべきではないか。

文部科学省での検討の結果、公会計化の整理になじまない学校徴収金については、歳入歳出外現金化するために、学校教育法等の個別法令での対応が難しい場合には、文部科学省と連携し、方策を検討すべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

### 【総務省】

学校徴収金については、学校制度を所管する文部科学省において、中央教育審議会の答申も踏まえて公会計化に向けた取組を進めているものと承知しているが、学校徴収金の内容は様々であることから、必要に応じて地方自治法を所管する立場として検討を行ってまいりたい。

### 【文部科学省】

保護者等の負担する学校徴収金を歳計現金とするかどうかについては各地方公共団体において判断されているところであるが、文部科学省としては、学校徴収金については公会計化に向けた取組を進めるべきであると考えている。現在、先行的に取組が進んでいる給食費については、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を策定し、公会計化の検討に向けた働きかけを実施しており、引き続きまずは給食費の公会計化を通じた負担軽減を図っていく予定である。

また、給食費以外の徴収金についても、公会計化に向けた取組を進めるべきと考えており、各地方公共団体の取組状況や既に取り組んでいる地方公共団体の好事例を広く周知していくことを検討してまいりたい。

併せて公会計化の整理になじまないとの指摘のある、現在は学校徴収金の一部として取り扱われている例えば修学旅行費用などについては、保護者が学校を介さずにコンビニやインターネットを通じて業者に直接支払うことで、学校や保護者の負担を軽減している好事例もあるため、「全国の学校における働き方改革事例集」等をご参照いただきたい。

なお、ご提案の、保護者に口座振替の手続きを二重で求めることとなるとの課題については、教育委員会が銀行と連携し、学校給食費や学校徴収金を、単一の保護者口座から地方公共団体の口座、学校長の口座等にそれぞれ振替を行っている地方公共団体も複数あることから、これらの好事例についても事例集等で広く周知していくことを検討してまいりたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

68

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

総務省自治行政局住民制度課を事務局として実施された「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」において検討された「プッシュ型通知」を実現すること

具体的な支障事例

## 【現在の制度】

地方税のうち、固定資産税・自動車税等本人からの申告を伴わない「賦課税目」については、課税庁において住所、氏名等の「本人確認情報」を住民票等の公簿情報で把握した上で、納税通知書の発送等を行う必要がある。その際、都道府県では最新の公簿情報を保有していないことから、主に住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）により取得しているが、現行の法令では公簿情報は国・地方団体等からの求めに応じて提供することとされており、異動の有無を把握するために最新の公簿情報を都度請求している。

## 【支障事例】

- (1) 納税者からの申請受付時に本人確認を行う際、都道府県が把握している住所情報と異なる場合は、住所履歴を確認する等納税者・都道府県双方に手間が生じる。
- (2) 上記に関連して、納税者情報が最新のものでない場合、納税通知書の郵便返戻が多発し（都の固定資産税約 1.4 万件/年、自動車税（種別割）約 1.2 万件/年等）、住所調査業務等の負担が生じている。そのほかの滞納整理事務等と合わせて、都では年間数万件の住民票の公用請求を区市町村に対して行っており、都道府県・区市町村双方に作業負担が生じている。
- (3) 都道府県の税務システム等においては、納税者情報とマイナンバーの紐づけがなされず、住所等も自動では更新されないため、同一人物がシステム内で別人として扱われる結果、納税者は庁内の複数部署から、同一内容の書類（戸籍謄本、口座情報等）を提出するよう要求されるケースが発生している。
- (4) 市町村の固定資産税課税事務等においても、いわゆる「住登外」（納税義務のある自治体と住民登録のある自治体が異なるケース。）の納税者に対して、最新の公簿情報を取得できない点は都道府県と同様である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県においても最新の公簿情報を取得できることで、納税者の利便性向上と行政の効率化が実現するほか、納税者情報とマイナンバーの紐づけが容易になることで、バックオフィス連携によるワンストップへの対応や現在総務省のWGで議論を進めている処分通知（納税通知書等）の電子化等、行政のデジタル化を強力に推し進めることができる。

また、この制度改正は都道府県のみならず区市町村における「住登外」への対応に活用でき、全ての地方公共団体に対して効果が見込まれる。



## 根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 10、第 30 条の 11、第 30 条の 12

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、大田原市、今治市

○当市においては、固定資産税等の納税義務者が市外に居住している場合（住登外）、本人等からの届出により住所変更等を知ったときには、住所地の自治体に住民票等の公用請求を行って適正な宛名情報の管理に努めているため、確認までに時間を要し、かつ相手方と当方双方の職員の負担になっている。また、本人等からの届出が無い場合には、死亡等の事実も把握できないため、マイナンバーの紐づけにより最新の情報を取得することができるようになれば、宛名情報の管理だけでなく、納税通知書等の返戻に係る業務負担も軽減される。

## 各府省からの第 1 次回答

住民基本台帳ネットワークシステムには、即時に本人確認情報の照会が可能な機能、複数の対象者の本人確認情報の一括照会が可能な機能、氏名・生年月日・性別・住所の 4 情報からマイナンバーを照会する機能等が実装されており、いずれの支障事例についても対応可能と考えられます。なお、ご提案については、ニーズや費用対効果などを踏まえて検討されるべきものと考えます。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず、御提案時にお示した支障事例の対応について補足します。(1)にある納税者を窓口で待たせる対応は年間数千件発生し、納税者に不便な上、地方自治体にはその都度住基ネットを検索を行うため大きな負担であり、(2)は東京都では、あて名情報の更新は一括照会機能を使っても確認作業が必要なため毎月 40 万件程度が限界であり、1,000 万件以上の更新には 2 年以上かかることから納税通知書発付前の更新が困難なため返戻の発生抑止ができず、この返戻対応だけでも年間 1,000 時間以上の削減効果が期待でき、(3)は総務省自治税務局事務連絡にて課税情報等とマイナンバーとの積極的な紐付けを求められているが、紐付け作業は住所の表記ゆれ等で機械的に行なえず、確認作業に手間がかかっています。

以上のことから、実装されている機能は支障事例の解消に資するものではないため、改めて「プッシュ型通知」の導入を求めます。

また、令和 3 年度の住民基本台帳制度のあり方検討会報告書において「住基ネット利用機関のニーズや費用対効果等を踏まえ、引き続き検討を深める必要がある」とされていますが、支障事例の解消のほか、納税者情報とマイナンバーの紐付けが適切に行われることで、バックオフィス連携によるワンズオンリー対応の実現による納税者の利便性向上や、作業時間の削減による行政の効率化に寄与することから、ニーズや費用対効果があるものと考えます。加えて、地方税においては処分通知の電子化など行政のデジタル化を強力に推し進めることにも繋がります。なお、導入に向けては先日公表されました、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にある公共サービスメッシュによる情報連携の枠組みのなかで、住基ネットのプッシュ型サービスの実現が行われることを期待しています。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求めます。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

現在の住民基本台帳ネットワークシステムは、個別の照会に応じて回答するものであり、「プッシュ型通知」の機能は実装されていない。令和3年の検討会で、国の機関等のニーズは報告されており、地方三団体ヒアリングを含めて、地方自治体のニーズも明らかになっていることから、短期的に見たときに費用対効果の面で課題があるとしても、将来を見据えて、中長期的には、セキュリティを確保できる方策を検討し、「プッシュ型通知」が実装できるよう、検討を進めていくべきではないか。  
今後の検討の方針、スケジュールを工程表等で具体的にお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

- ・住基ネットのプッシュ型通知の実現に当たっては、プッシュ型通知対象者を特定するために、対象者のマイナンバーを取得することが必要となること
- ・マイナンバーの取得により、現行の住基ネットにおいても最新の納税者情報の取得が可能となり、支障事例に関して一定の負担軽減が図られる見込みであると考えられること

以上のことから、本提案については、提案団体におけるマイナンバー取得後のニーズ、全体の費用対効果などを勘案した上で、検討されるべきものと考えます。